

第 5 次障がい者計画における 発達障がい児者支援について

令和2年 8 月

■ 発達障がい児者支援の基本理念

これまで府が取り組んできた発達障がい児者支援施策の基本理念は、引き続き重要な意義を有することからこれを継承しつつ、地域を中心とした支援力の向上や支援体制の底上げを図り、「共に生きる社会」の実現を目指すという各施策体系に共通した視点を持って取組を進めることが必要となっている。

基本理念

- ・ライフステージに応じた支援(横軸)を基本に切れ目ない支援を図る。
- ・また、ライフステージを通じた支援(縦軸)でこれを補完する。
- ・縦軸と横軸の支援を充実させ、全体として支援の隙間を最小化する。

➡ 今後も継承

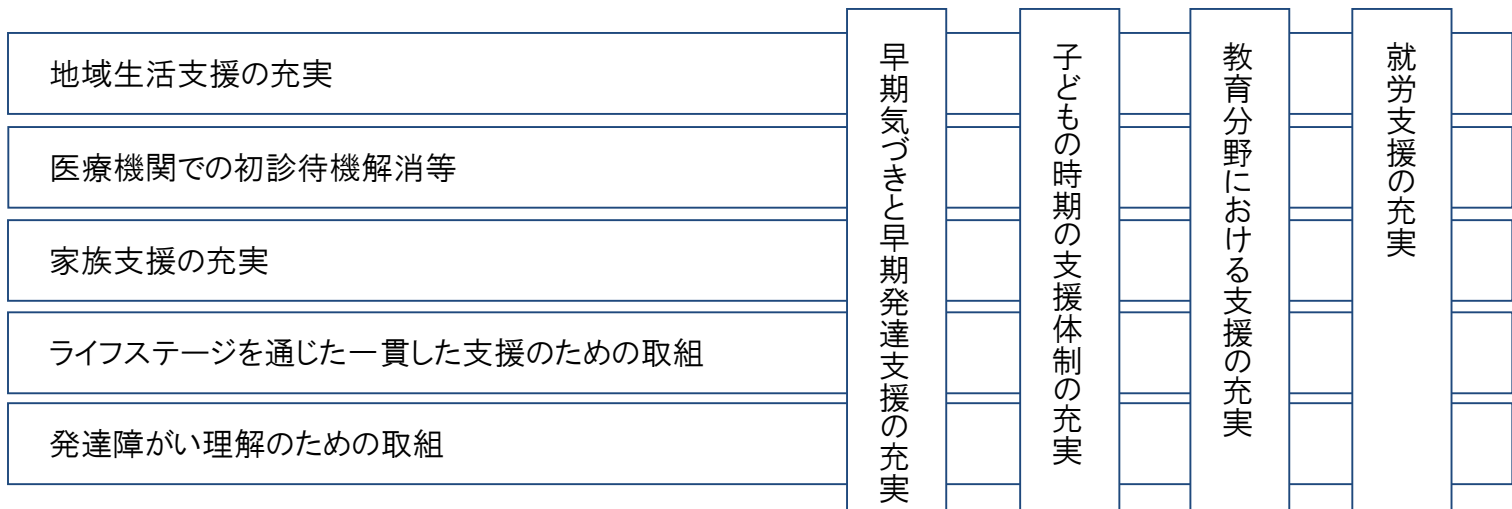
- ・「共に生きる社会」の実現を目指し、「地域を育む施策※」の取組を進める。

➡ 新たな視点

※ 多様な主体が障がいの権利・尊厳を保持し、社会的障壁の除去・改善に努め、合理的配慮を追究していくことで、包容力のある地域と、共に生きる社会の実現を目指すもの

〈ライフステージに応じた取組〉

〈ライフステージを通じた取組〉



地域を育む施策

ライフステージに応じた取組

① 早期気づきと早期発達支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 乳幼児健診時における早期の気づきや早期療育へのつなぎを目的として全市町村において問診票を改訂するとともに、健診に関わる保健師の研修を実施してきた。
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもに関わる人材の継続的な育成を行うため、研修を実施している。
- 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村を支援している。

(課題)

- 早期発見・早期支援の重要性から、乳幼児や小学校低学年までの低年齢児に対する取組が一定進んできたが、小学校高学年、中高生、大学生、社会人の各ライフステージにおいても発達障がいの早期気づきから早期支援につないでいくことが課題となっている。

取り組んでいく施策

- 引き続き乳幼児健診や保育所等巡回の取組の充実に取り組む市町村を支援する。
- 市町村の取組と合わせて保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかわる気づき支援人材の育成に努めていく。
- 各ライフステージにおいても早期の気づきから支援につながるよう、支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施する。

② 子どもの時期の支援体制の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 乳幼児期の支援（就学前支援）は、乳幼児健診による早期発見から早期診断への取組や個別療育の実施、児童発達支援事業所（以下、児発という。）、児童発達支援センターの整備等を通じて定着してきている。

(課題)

- 地域の子発や放課後等デイサービス（以下、「放デイ」という。）が急増し、大阪府発達障がい児療育拠点（以下、「療育拠点」という。）が実施してきた個別療育と類似の取組も見られる中、一般的な子発や放デイと違いを明確にしていくことが、地域で療育拠点の活動を浸透させるために不可欠である。
- 子発や放デイが地域において良質なサービスを提供できるよう支援者向けのコンサルテーション等の取組を広めていくために、療育拠点がこれまで培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等の活用が望まれる。
- 小学校高学年の児童や中学校・高校・支援学校の生徒への支援は、乳幼児期支援のスキルだけでは対応できず、各成長の段階に応じた支援の困難さや複雑さに対応するスキルやノウハウが求められるなどの課題が存在している。
- 高年齢の子ども（おおむね9歳以上18歳未満）へのサービスは、放デイが提供しており、量的な面で近年著しく増加している。しかし、提供するサービスの質的な面で事業者間にばらつきがみられることから、サービスを利用する保護者等の適切な理解のもと、単なる居場所だけではなく、利用している子どもが大人になった時に、必要なライフスキルやソーシャルスキルを身に付ける場として、療育の機能が発揮されることが期待されている。
- 現状では、高年齢の子どもに対する質の高い支援ノウハウを蓄積している機関は不足しており、既存の社会資源の活用や連携等、手の届くところから対応し、支援ノウハウを蓄積していくことが必要である。
- 早期の段階で支援が行われていても、その後適切に支援がつかないなどにより良質な療育が提供されない場合、強度行動障がいにつながる可能性があることから、アセスメントも含めしっかりとこれまでの支援を引き継いで、良質な療育を継続していくことが重要である。

取り組んでいく施策

- 発達障がい児向けに身近な地域で個別療育を確保する市町村の取組を引き続き支援する。
- 療育拠点を大阪府発達支援拠点（以下、「発達支援拠点」という。）と改称し、所管する各圏域内の児発や放デイに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図っていく。
- 高年齢の子どもは、各ライフステージにより異なる課題が存在し、支援が難しいケースが出てくるため、発達支援拠点において、過去の通所利用児のフォローをしたり、大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさか（以下、「アクトおおさか」という。）と連携を密にし、小学校高学年から中学生までを一つの目安に、当面の間、支援ノウハウの蓄積を進める。
- 発達支援拠点は、高年齢の子どもが利用する放デイが、的確なアセスメントに基づく療育の実施ができるよう機関支援を行うとともに、支援人材の育成に努める。

③ 教育分野(小・中・高・支援学校)における支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ・ 訪問・来校相談や研究授業の開催等、自立支援推進校等から指定した支援教育サポート校が府立高校及び府内の私立高校をサポート
- ・ 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実（支援学校の初任者研修や10年経験者研修等の法定研修、市町村立学校の教員を対象とする新任支援学級担当者研修等の課題別研修を実施）
- ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進

(課題)

- ・ 各学校（小学校、中学校、高等学校、支援学校等）段階の移行期における円滑な引継ぎや校内の支援体制充実に向けた組織体制の強化が必要となっている。
- ・ 現場レベルでの発達障がいに係る対応力の強化が図られているが、「学校経営」という視点から、校長をはじめとする管理職が研修等を通じて発達障がいに関する理解を深めるとともに現場の課題についての認識の共有を図ることが重要である。
- ・ 府立高校では、全生徒を対象に大阪独自の取組である高校生活支援カードを活用しており、別途支援を要する生徒に対して個別の教育支援計画を作成している。しかし、本人や保護者が必要性を感じていない場合もあり、全ての生徒に対して個別の教育支援計画が作成されている状況ではない。そのため、家庭においても個別の教育支援計画の理解を図り、適切に支援を進めていく必要がある。
- ・ 府立高校全校への臨床心理士または公認心理師の配置による支援体制は確立したが、発達障がいのある生徒への支援や教職員へのコンサルテーション等を当該生徒や各校の事情に応じて効果的に実施していくことが重要である。
- ・ 学校現場の教職員と障がい児福祉サービスを提供する職員との子どもへの接し方に違いがあり、当該子どもにふさわしい支援の提供にあたって、両者の連携に課題がある。

取り組んでいく施策

- 学校現場の人材育成は極めて重要であり、現場レベルでの個々の対応力の強化に加え、管理職を含めた学校組織全体で発達障がいへの理解を深めていくための取組を進めていく。
- 教育と福祉部局が連携し、支援の必要な児童生徒の学齢期から社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる体制整備に向けた取組を進めていく。
- 高校生活支援カードの積極的な活用や個別の支援計画の内容に係る保護者理解を図り、生徒の状況や保護者のニーズを的確に把握するとともに、高等学校卒業後の社会的自立に向けた学校生活を目指し、適切な指導・支援の充実を図っていく。
- 私学教育については、府立と連携し、支援教育のノウハウ等を共有しつつ、各私立学校独自に支援の取組を推進していく。

④ 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- 働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む）として、就労サポートカードの活用、就労定着支援事業の創設、OSAKAしごとフィールドにおける就業支援、公共職業訓練等を実施
- 企業等への理解の促進、定着支援の強化を図るため、企業の人事担当者の体験型研修会や、職場体験受入れマッチング会、企業や支援機関向けに準備を促す説明会の開催等、精神・発達障がい者職場定着支援事業を実施
- 就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくりとして、障害者就業・生活支援センターを設置

(課題)

- 就労系福祉サービス利用者の就職者数や、その後の就労定着率の向上にむけ、就労支援や定着支援の充実が求められる。
- 受け入れ企業側に、難しくない範囲で実施できる合理的配慮があるという理解が十分には進んでいない。
- 生活支援の充実を図るためには、障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう連携が必要である。
- 求職者・雇用者数ともに大幅に増加している精神障がい者（発達障がい者を含む）の雇用促進と職場定着を図るため、企業の障がい特性等の理解と職場環境整備の促進が必要

取り組んでいく施策

- ▶ 発達障がい者の雇用や職場定着に取り組む企業への支援と発達障がい者に対する直接的な就労支援との両面での取組を進めていく。
- ▶ 年齢の経過によっても支援を継続するなど、個人に合った多様な支援に重点を置いて取組を進めることにより、就労の定着を図る。
- ▶ 障害者就業・生活支援センターや関係機関がその機能を発揮できるよう、就労を支える地域の関係機関との連携・枠組みを検討する。
- ▶ 障害者職業能力開発校や高等職業技術専門校、企業、社会福祉法人、NPO等への民間委託による公共職業訓練において、引き続き発達障がいのある求職者や企業ニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、より効果的な訓練について検討する。

ライフステージを通じた取組

⑤ 地域生活支援体制の充実

(現状)

- 地域の児発や放デイが急増し、療育拠点が実施してきた個別療育と類似の取組も見られる中、一般的な児発や放デイと違いを明確にしていくことが、地域で療育拠点の活動を浸透させるために不可欠である。〈再掲〉
- 児発や放デイが地域において良質なサービスを提供できるよう支援者向けのコンサルテーション等の取組を広めていくために、療育拠点がこれまで培ってきたアセスメント機能や子どもへの支援に関するノウハウ等の活用が望まれる。〈再掲〉
- 地域の中で支援が困難なケースでも、アクトおおさかに配置している発達障がい者地域支援マネージャー（以下、「地域支援マネージャー」という。）が専門性の高いスーパーバイズにより市町村の自立支援協議会へ機関支援に入ることにより、状況が改善するケースが確認されており、地域支援のニーズは大きい。

(課題)

- 地域支援マネージャー事業は平成28年度から令和2年度まで35地域の自立支援協議会に派遣することをもって終了
- アクトおおさかが府内に1か所となっている現行体制でコンサルテーション機能を発揮することには限界がある。

取り組んでいく施策

- 発達支援拠点において、所管する各圏域内の児発や放デイに対する機関支援を実施することにより、サービスの質の向上を図っていく。〈再掲〉
- きめ細かなコンサルテーションの実施などにより、地域の支援ニーズの多様化に対応できるよう、将来的にアクトおおさかのランチ機能を担うことも想定しながら、府の広域的役割としてアクトおおさかを中心に発達支援拠点との地域連携の枠組みを作っていく。
- 府は広域自治体として、定期的、継続的に発達障がい児者が身近な地域で生活できるよう取り組んでいる市町村を支援するため、発達障がい児者を地域で支援する機能を継続的に提供する。

⑥ 医療機関での初診待機解消等

(現状)

- 発達障がい医師養成研修を実施し、医療機関ネットワークを構築している。
- 専門医師養成とともに、令和元年度からは地域のかかりつけ医向けに、かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修を実施し、発達障がいの診療に対応できる医療機関のすそ野を広げている。
- 2次医療圏毎に圏域の医療機関の研修や診療支援の機能のある医療機関を拠点医療機関として指定している。

(課題)

- 発達障がいに係る専門的な研修を受講後、実地での経験を積む必要があることから、専門医師の養成には一定の期間が必要である。
- 拠点医療機関の圏域内ネットワーク構築に係る府からの支援は、立ち上げ初年度限りとなっており、2年目以降は、各拠点医療機関が自立的に運営を継続していく必要がある。
- 医療機関ネットワークの登録医療機関での初診待機期間は約7～8週間で推移し、ほぼ横ばい状態である。また、特定の医療機関で初診待機期間が長期化する傾向が見られる。発達障がいと診断されるまで、1年半もかかったという事例もあるのが実情である。
- 現行の診療報酬では、公認心理師、精神保健福祉士等のコメディカルのスタッフを確保することが難しく、医師が診療に必要な時間を確保できないことが待機期間の長期化の一因になっている。

取り組んでいく施策

- 発達障がい児者の初診までの待機期間を短縮するため、引き続き医師の養成を通じた専門的な医療機関の確保と医療機関ネットワークの充実を行っていく。
- 拠点医療機関へのケースワーカー等の配置等、国の発達障害専門医療機関初診待機解消事業を活用し、発達障がい児者に係るアセスメントの円滑化を通じて、待機期間の短縮を図る新たなスキームを必要な圏域から実施する。
- 各圏域の登録医療機関のスキルアップを図るため、拠点医療機関の協力を得て各圏域での陪席を含めた医療機関研修や診療支援機能の充実を図る。また、拠点医療機関の横の連携を図るため、協議の場等を設置するなど、府域における発達障がいの診断機能の向上と圏域間の均てん化を図り、拠点医療機関を中心としたネットワークが十分機能するよう取り組んでいく。

⑦ 家族支援の充実

これまでの取組と課題

(現状)

- ペアレント・トレーニング（以下、「ペアトレ」という。）のインストラクターを養成し、市町村において実践
- ペアレント・メンター（以下、「メンター」）活動の普及
- ペアレント・プログラム（以下、「ペアプロ」という。）の市町村への導入に向けて人材を養成（市町村をフィールドに実践研修を実施）

(課題)

- 乳幼児期から成人期へのライフステージの移行に応じた支援を行う上で、高年齢児については、家族支援も含めて対応の困難性が高い。
- メンター事業はまだ十分に地域に浸透していない。
- 気づきが起きれば様々な支援ができるようになるが、周囲が気付いていても本人や家族が気付かず、支援につながらないという問題が見られる。
- 療育は、家庭でできることの実践について、そのきっかけを得る場であり、家族にも当該療育の内容を理解することが必要である。

取り組んでいく施策

- メンター事業は、保護者の聞きたいことが具体的に聞け、発達障がいのあるこどもの将来の見通しを知るきっかけになるため、きわめて有効な保護者支援であることから、メンターの協力を得て、小学生から年齢層を上げていき、メンターによる家族支援や活動の場の拡充を進める。
- メンター事業については、活用促進の観点から一層の周知を図る。
- ペアトレは、市町村におけるスキルの共有等を図るため、担当者間の情報交換の機会等を提供し、市町村を支援する。
- ペアプロは、市町村において持続的に実施できるよう、フォローアップ研修等を実施し支援する。

⑧ ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- ・「発達障がいのある方等の支援の引継ぎのためのサポートファイル作成・改訂のポイント」を作成し、府内市町村に周知することにより、事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促している。

(課題)

- ・乳幼児期から成人期までの各ライフステージを切れ目なく支援していく必要があるが、十分につながっていない。
- ・親亡き後発達障がいのある子どもの生活への不安を感じる家族は多く、この点も意識した切れ目のない支援体制が必要である。
- ・サポートファイル等のつなぎを見える化するツールは、各市町村において作成が広がったが、行政を含めた関係者で活用の意義の共通理解がなければ、作っただけで終わってしまい、運用が進まない。

取り組んでいく施策

➤ 先進的な事例等を参考に、次の視点をもって、サポートファイルを円滑に運用するよう市町村に対し働きかけていく。

- ・サポートファイルを使うことに意識を置いた住民への普及・啓発
- ・サポートファイル運用担当者の人事異動等によっても組織として活用の意義を引き継ぎ、継続して運用できる組織体制の構築・維持
- ・親亡き後のことも念頭に置いてサポートファイルを活用した地域での支援

⑨ 発達障がい理解のための取組

これまでの取組と課題

(現状)

- 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続
- 発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む）

(課題)

- 家庭や学校、職場における発達障がいの人又はその可能性がある人への接し方等について、府民理解をさらに高めていく必要性がある。

取り組んでいく施策

- 発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができるために、府民向けに継続的な啓発活動を進めていく。

○大学における支援

提言

- ・各ライフステージにおいて早期発見の必要性があり、大学在学中に困り感が出た場合にも速やかに支援につなげられるよう、大学における発達障がいの早期発見は極めて重要である。
- ・未診断の学生が潜在的に在籍していることを想定し、本人の気づきが生まれるためにも、大学での支援は不可欠である。一方で、まだ大学側で支援に係る制度理解は十分とは言えず、周知や啓発が繰り返し必要である。
- ・これまで順調に大学へ進学し、学生生活を送ってきた学生でも、発達障がいの特性により就職の場面でつまづくケースが見られる。そのため、大学卒業後の進路支援にあたっては、就労支援機関と大学との連携が必要である。大学独自の支援だけでは限界があり、先に述べたように、例えば、大学の進路窓口と就労支援機関とが連携し、対象となる学生に上手にアプローチすることや、両者がコラボ化して支援に取り組むことが効果的である。

取り組んでいく施策

- 支援者をはじめ周囲で関係する人の発達障がいに係る特性の理解や、身近な相談先となるキーパーソンを確保するなどの配慮が図れるよう、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施する。〈再掲〉
- 発達障がいの特性により就職の場面でつまづくケースが見られるため、就労支援機関と大学との連携を図る場の提供を検討する。

○司法関係における支援

提言

- ・発達障がいとうかがわれるが、未診断の人は、司法手続の過程で明確に配慮を申し入れる状況かどうかの見極めや発達障がいを踏まえた弁護が難しいため、早期の支援につながるよう本人や周囲の気づき等による早期発見は極めて重要である。
- ・発達障がいの人の刑事事件等に係る司法手続の場面においては、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮が必要である。
- ・発達障がいの人に対しては合理的配慮に基づいた手続きが適切に進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に発達障がいに関する知識が十分備わっていなければならず、実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等への働きかけを行うべきである。

取り組んでいく施策

- 早期の支援につながるよう本人や周囲の気づき等による早期発見は極めて重要であることから、あらゆる機会をとらえて啓発活動を実施する。
- 発達障がいの人の刑事事件等に係る司法手続の場面においては、医療や福祉、行政など他の関係各機関と連携し、その人の特性や状態に応じた意思疎通の手段の確保等の配慮など適切な手続きが進められるよう、司法機関や弁護士等の関係者に発達障がいに関する知識が十分備わっていなければならず、実践に結びつくような研修や啓発の取組について関係機関等へ働きかけていく。

○大人の支援

提言

- ・発達障がい児者支援に関して、子どもの頃は乳幼児健診から早期の診断、早期の療育へと支援の流れはできてきているが、大人になってから発達障がいと診断された人たちへの支援施策については、支援ニーズがより多様であり、適切な支援先につなげることが難しくなることから、今後、就労支援に加え幅広い取組を検討していく必要がある。
- ・発達障がいの人の居場所は身近な地域にはあまり存在していないのが実情である。発達障がいの当事者同士やその家族等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場や機会の提供についても検討すべきである。

取り組んでいく施策

- ▶大人になってから発達障がいではないかと感じた場合、発達障がい者支援センターなど相談窓口の周知を図る。
- ▶発達障がいの当事者同士やその家族等のニーズに合った、お互いの悩みの相談や情報交換を行う場等の情報提供を行っていく。
- ▶支援ニーズが多様になり、就労支援を含め幅広い取組を実施できるよう発達障がい児者支援体制整備検討部会の意見を聴きつつ、具体的な支援施策を検討していく。

○発達障がい未診断者への支援（いわゆる「グレーゾーン」の支援）

提言

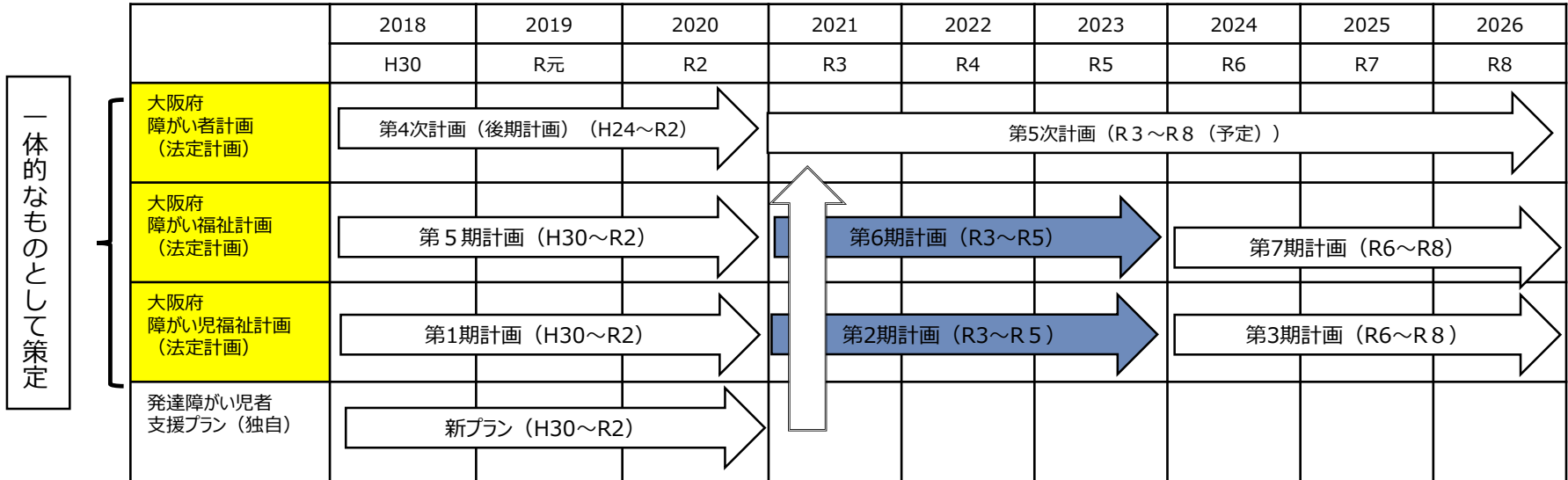
- ・発達障がい未診断者は、発達障がいと診断された人と比較して支援が入りにくく、その人の持つ生きづらさや困り感についても内面に抱え込まれてなかなか解消が難しい場合がある。
- ・近年では、発達障がいの特性のある人も含めて、未診断者の状態像を「グレーゾーン」と称することも多いが、このあいまいなフレーズについては、障がいや生きづらさの程度が「軽度」であったり、ニーズが明確でないといった印象を周囲に持たれるおそれがある。
- ・しかし、実際は、未診断者の方が必要な支援につながらず、深刻なケースとなることもあり得るので、診断の有無にかかわらず、生きづらさや実際に「困っている」という現実に着目して、必要な支援や配慮につながるよう、周囲の人たちの理解を深めていくための啓発に取り組んでいく必要がある。

取り組んでいく施策

- 発達障がいの傾向は見られるが、明確な診断ができない人など発達障がい未診断者（いわゆる「グレーゾーン」）の人は、障がい児者支援施策にはつながらないが、その人の「困っている」という状態に着目して、ニーズに合った福祉や就労等の必要な支援につなげる。また、そのような人たちへの配慮につながるよう、周囲の人たちの理解を深めていくため啓発に取り組んでいく。

(参考) 第5次障がい者計画での位置づけ

(参考) <発達障がい児者支援プランと障がい者計画及びその他の関連する計画の期間について>



第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

- 国の基本指針より発達障がい児者支援に係る部分を抜粋

3 発達障害者等に対する支援

(一) 発達障害者等への相談支援体制等の充実

発達障害者又は発達障害児（以下「発達障害者等」という。）が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、都道府県及び指定都市は、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者支援センターの複数設置や発達障害者地域支援マネジャーの配置等を適切に進めることが重要である。また、これらの発達障害者等に対する支援については、別表第一の七の表各項に掲げる事項を指標として設定して取り組むことが適当である。

(二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、各市町村において、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要である。

また、発達障害者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。

別表第一の七 発達障害者等に対する支援

事項	内容
発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。